

## ビジネス ID 管理利用規定

### 第 1 条（本サービスの概要）

1. 「ビジネス ID 管理」（以下「本サービス」といいます）とは、GMO あおぞらネット銀行（以下「当社」といいます）に口座を保有する法人のお客さまが、あらかじめ本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます）を登録することによって、その権限に応じた当社所定の取引等（取引履歴の閲覧、データの作成および承認等を含み、以下「取引等」といいます）を共同して利用することができるサービスをいいます。
2. 本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) マスターID  
法人口座開設時に法人の取引責任者に対して発行された ID をいいます。マスターID は、お客さまに対して 1 つしか発行されず、お客さまが新規作成、削除および設定の変更をすることはできません。また、マスターID の利用者（以下「マスターID 利用者」といいます）は、お客さまの取引等を全て承認不要で実行することができます。
  - (2) ユーザーID  
取引等を行うために利用者に発行された ID をいいます。マスターID 利用者またはユーザーID を発行する権限が設定されたユーザーID を付与された利用者が新規作成、削除および設定の変更をすることができます。なお、ユーザーID の最大登録数は 100 です。
  - (3) ユーザーグループ  
ユーザーID が所属するグループをいい、ユーザーグループ単位で取引等の権限を設定します。ユーザーID を付与された利用者は、ユーザーグループに設定された権限の範囲で取引等をおこなうことができます。なお、ユーザーグループの最大登録数は 100 です。
  - (4) 承認対象取引  
第 3 条第 3 項に基づいて設定される承認の対象となる取引等をいいます。
  - (5) 起案可能者  
第 3 条第 3 項で定義する対象口座の承認対象取引を申請する権限を有するユーザーID（マスターID を含む）を付与された利用者をいいます。なお、起案可能者のうち、実際に申請を行った者を「起案者」といいます。
  - (6) 承認可能者  
起案者から申請された承認対象取引に対する承認権限を有するユーザーID（マスターID を含む）を付与された利用者をいいます。なお、承認可能者のうち、実際に承認を行った者を「承認者」といいます。
  - (7) 承認限度額  
起案者から申請された取引等に対して、承認可能者が承認できる上限金額をい

います。振込・振替、一括振込および定額自動振込（以下「振込等」といいます）1件あたりの上限金額または総合振込1回あたりの合計金額の上限となります。

(8) 自己承認限度額

承認可能者による承認が不要で、起案者が単独で実行できる上限金額をいいます。振込等1件あたりの上限金額または総合振込1回あたりの合計金額の上限となります。なお、前項に定める承認限度額を超えた自己承認限度額を設定することはできません。

## 第2条（本サービスの申込等）

1. お客さまは、本サービスを利用するにあたっては、本規定に同意のうえ、当社所定の手続きにしたがって利用申込を行うものとします。
2. 本サービスの利用開始時点で存在する取引等の取扱いについては、以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 予約中、手続き中ないしリトライ中の振込等および総合振込がある場合は、当該振込等および総合振込が自動的に起案・承認されます。
  - (2) 定額自動振込サービスの設定は変更されません。ただし、定額自動振込サービスにより作成された個別の予約中、手続き中ないしリトライ中の振込等がある場合は、当該振込等が自動的に起案・承認されます。
  - (3) 本サービスの利用開始前に予約した振込等および総合振込の予約を取り消すことはできません。当該予約を取り消す場合は、第5条第6項に定める承認取消によるものとします。

## 第3条（ユーザーグループの設定等）

1. マスターID利用者またはユーザーグループの設定権限（以下「ユーザーグループ設定権限」といいます）を有するユーザーIDを付与された利用者（以下「ユーザーグループ管理者」といいます）は、第2項に定める場合を除き、当社所定の方法により、ユーザーグループの照会、追加、削除または変更をすることができます。
2. ユーザーグループ管理者が、自身の所属するユーザーグループに対して以下の各号の処理をすることはできません。
  - (1) ユーザーグループ管理者自身が所属するユーザーグループの削除
  - (2) ユーザーグループ管理者自身が所属するユーザーグループの、ユーザーグループ設定権限の変更
  - (3) ユーザーグループ管理者自身がユーザーグループ設定権限を付与されていないユーザーグループへの所属変更
3. ユーザーグループには、当社所定の取引等の種別ごとに、照会、操作および承認の権限を設定することができます。権限の設定単位は、取引等の種別ごとに「口座単位」（以下「対象口座」といいます）または「全ての口座および契約」となります。取引等の種

別および権限の設定単位の詳細については、当社ウェブサイトに掲示いたします。

#### 第4条（ユーザーIDの設定等）

1. マスターID利用者またはユーザーIDの設定権限（以下「ユーザーID設定権限」といいます）を有するユーザーIDを付与された利用者（以下「ユーザーID管理者」といいます）は、第3項の定める場合を除き、当社所定の方法により、ユーザーIDに係る以下の各号の処理をすることができます。
  - (1) ユーザーIDの照会、追加、削除または変更
  - (2) ユーザーIDのアカウントロックまたは取引ロックの解除
  - (3) ユーザーIDのパスワードまたは取引暗証の初期化
  - (4) ユーザーIDが所属するユーザーグループの変更
2. 前項第1号によって新規作成されたユーザーIDは、必ず1つのユーザーグループに登録する必要があります。また、同一のユーザーIDを複数のユーザーグループに同時に登録することはできません。
3. ユーザーID管理者が、自身のユーザーIDを削除することはできません。
4. 複数のユーザーIDによる取引等の指示および依頼等（以下「指示等」といいます）が競合した場合には、当社は、各取引等の指示等が当社に到達した順に処理するものとします（先勝ち方式）。

#### 第5条（承認フロー）

1. 本サービスの利用期間中は、承認対象取引については必ず承認可能者による承認を受けする必要があります。取引実行日を指定した承認対象取引について、承認を受けないまま取引実行日を徒過した場合は、当該取引は実行されません。
2. グループID管理者は、第3条第3項においてユーザーグループの承認権限を設定する場合は、承認対象取引についての承認限度額を設定する必要があります。また、承認対象取引についての自己承認限度額を設定することができます。
3. 承認対象取引について、起案者のユーザーIDと承認者のユーザーIDを同一とすることはできません。ただし、自己承認限度額を設定することで、当該自己承認限度額の範囲内で承認可能者による承認が不要で、起案者が単独で取引等をおこなうことができます。なお、承認対象取引の起案後に起案者の権限の変更（自己承認限度額の引き上げ等）を行っても自動承認は行われず、起案者以外の承認可能者による承認が必要となります。
4. 承認可能者は、起案者によって起案された承認対象取引を承認または差戻すことができます。1つの承認対象取引について承認または差戻しができるのは、承認可能者のうち1人だけです。複数の承認可能者による承認または差戻しが競合した場合には、当社は、最初に当社に到達した承認または差戻しによって処理するものとします（先勝ち方式）。
5. 起案者は、承認可能者による承認が行われるまでは、当該承認対象取引の取下げを行う

ことができます。

6. 承認可能者は、承認者による承認が行われた承認対象取引が予約中またはリトライ中の場合に限り、承認取消をすることができます。承認取消された場合は、当該承認対象取引は実行されません。

#### 第6条（手数料）

お客さまは、当社所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます）を支払うものとします。なお、取扱手数料等は、お客さまが指定した当社円普通預金口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。

#### 第7条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

#### 第8条（本サービスの解約）

1. お客さまは、本サービスを解約する場合、当社所定の方法により、本サービスの解約の申込を行うものとします。なお、お客さまが全ての口座を解約した場合は、本サービスは解約されるものとします。
2. 本サービスのご利用状況等により、当社はお客さまへの通知を行なうことにより本サービスの利用を一部停止または解約することができます。また、お客さまがこの規定または当行との他の取引約定（銀行取引規定を含みます。）に違反したときは、お客さまへの事前の通知を行なうことなく、当社はいつでも本サービスの一部もしくは全部を解約することができるものとします。
3. 本サービス利用に伴って電子証明書を利用している場合は、当該電子証明書の利用契約を全て解除しないと本サービスの解約はできません。なお、当社が本サービスを解約した場合は、電子証明書の利用契約も解約します。
4. 本サービスの利用が終了した場合、本サービスの利用終了時点で存在する取引等の取扱いについては、以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 申請中の承認対象取引は全て取消となります。
  - (2) ユーザーID およびユーザーグループは全て削除されます。
  - (3) 本サービス利用期間中に予約した振込等および総合振込の承認または取消はできず、全て予約取消となります。
  - (4) 本サービス解約後に再度本サービスの契約を行っても、解約前の申請履歴は全て削除されます。

## 第9条（免責事項）

### 1. パスワード等の管理

(1) 本サービスの利用者は、本サービスにおいて付与された権限に応じた利用者が行える一切の事項について、お客さまから正当な権限を与えられたものとみなします。また、マスターIDを有する利用者および承認可能者は、マスターIDを有する利用者および承認可能者以外の者が当該マスターIDおよび承認可能者の権限を使用して本サービスを利用することのないよう利用者IDのパスワード等を管理する責任を負うものとします。

(2) 利用者が本サービスにおいて行った行為の効果は、全てお客さまに帰属するものとし、当社は、この取扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切責任を負いません。

2. 本規定に定める取扱いによりお客さまに損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

3. その他の免責事項については、銀行取引規定の定めによるものとします。

## 第10条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

## 第11条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020年4月1日現在）